

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行ったので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

令和6年12月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 記

### 1 契約の内容

和歌山県教育庁等職員表彰に係る表彰状の一部の毛筆による筆耕

### 2 契約の相手方の名称及び所在地

公益社団法人和歌山市シルバー人材センター

和歌山県和歌山市八番丁4番地

### 3 契約金額

9,450円（消費税及び地方消費税の額859円）

### 4 契約年月日

令和6年12月2日

### 5 契約の相手方とした理由

公益社団法人和歌山市シルバー人材センターは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に掲げる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第2項に規定するシルバー人材センターであって、提出された見積書の額が予定価格の範囲内であるため。